

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月 17 日付け下北山村告示第 21 号に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加を希望する者は、下記の事項を熟読し承知のうえで、入札しなければいけません。

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 下総委第 8－2 号
- (2) 入札件名 下北山村災害対策機能調査検討業務
- (3) 業務概要 詳細は別紙仕様書による
- (4) 業務場所 奈良県吉野郡下北山村
- (5) 履行期限 令和 9 年 3 月 10 日(水)

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 原則として、同種の営業を 1 年以上営んでおり、かつ過去 5 年間に国又は地方公共団体発注で建設コンサルタント業務の「河川、砂防及び海岸・海洋」部門での業務の元請実績がある者
- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本公告に示し委託業務を履行することができること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 下北山村暴力団排除条例第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体ではないこと。
- (8) 国または、地方公共団体が定める指名停止または、入札参加停止に類する処分を受けていないこと。

3 入札説明書及び仕様書等の交付について

- (1) 交付場所 下北山村役場総務課、及び下北山村公式サイトよりダウンロード
- (2) 入札等に関する質問 質問書(任意様式)に記入し、次のメールアドレスにメールで行うこと
(bousai@vill.shimokitayama.lg.jp)

4 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、2 に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、次のとおり申請書類を提出すること。

なお、期限までに規定の必要書類を提出しない者はこの入札に参加することができないものとする。

- (1) 提出場所 〒639-3803 奈良県吉野郡下北山村寺垣内 1 0 0 2 下北山村役場 総務課
- (2) 申請書類
 - ① 入札参加資格確認申請書（兼入札参加申込書）（様式第 1 号）

② 業務実績一覧（様式第2号）

③ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は本籍地の市区町村が発行する身分証明書

④ 入札に使用する印鑑等の届出書（様式第3号）

※下北山村入札参加資格者名簿に登録されているものは、上記③・④の書類は免除とする。

(3) 申請様式 申請書等は本村指定様式によるものとする。（様式は公式サイトよりダウンロードが可能）

(4) 提出方法 入札参加資格確認申請書等の提出は持参または郵送とする。

5 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

6 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について村長に対して説明を求めることができる。

(2) 上記の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を次のとおり持参により提出するものとする。

① 提出期限 入札公告に記載された確認結果の通知期日より起算して5日以内

② 提出場所 4の(1)に同じ

(3) 説明を求めた者に対する回答は、入札公告に記載された確認結果の通知期日より起算して10日以内までに書面により行う。

7 入札に関する事項

(1) 入札方法

① 入札に参加しようとする者は、入札書（様式第4号）に必要事項を記入し、当該書類を作成した日付を記載したうえで押印し、封筒に封入して封緘したもの（以下「入札用封筒」という。）を、指定する日時までに持参又は郵送により提出することにより入札を行うものとする。

② 入札用封筒の表面には、下北山村長宛として、入札番号、入札件名、入札者の住所・法人名・代表者名を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。

③ 郵送方法は、一般書留又は簡易書留とし、郵送用の封筒表面には、入札件名並びに送付人の氏名及び住所を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

④ 提出先及び、送付先は4の(1)に同じとする。

⑤ 入札書は、入札書受付締切日時までに到着すること。また、期限に関わらず速やかに提出すること。

⑥ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

⑦ 入札書と併せて入札用封筒内に内訳書（任意様式）を同封すること。内訳書は参考として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(2) 入札の無効

次の掲げるいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札説明書に示した入札参加資格のない者の入札

- ② 指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- ③ 入札書に記名押印を欠く入札
- ④ 入札書の重要な文字の誤字脱字等により必要な事項を確認できない入札
- ⑤ 同一入札者がなした２以上の入札
- ⑥ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ⑦ その他、入札に関する条件に違反した入札
- ⑧ 落札者が契約までに、入札参加資格を満たさなくなった場合の入札

(3) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

8 開札に関する事項

(1) 開札

入札公告に記載している日、又は入札参加者有資格者全員の入札書が出揃った場合の何れか早い方で開札することとする。

(2) 開札の執行

開札は、下北山村職員のうち当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者の内、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。最低価格が２名以上の場合は、下北山村職員による「くじ」により落札者を決定する。

9 その他

- (1) 本説明書についての問い合わせ先は下北山村役場総務課とする。
- (2) 落札者は契約書を作成することを要し、その費用は落札者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、配布資料等を熟読すると共に、本説明書を遵守するものとする。
- (4) 入札において事故が起きたとき又は不正な行為があると認められたときは、入札を中止又は延期する場合があるものとする。